

綾瀬市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市要保護児童対策地域協議会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童（法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者（以下「延長者等」という。）を含む。以下同じ。）の適切な保護又は法第6条の3第5項に規定する要支援児童（以下「要支援児童」という。）若しくは同項に規定する特定妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、法第25条の2の規定に基づき、綾瀬市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の収集及び交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこと。
- (3) 児童虐待防止等の啓発及び研修に関すること。
- (4) その他支援対象児童等に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に定める者をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人置き、会長は児童虐待防止を主管とする部長とし、副会長は大和綾瀬地域児童相談所での児童虐待防止を主管する課長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、年1回以上開催する。ただし、会長が必要であると認めるときは臨時に開催することができる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に第3条に規定する事項に関して協議及び調整を行わせるため、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、個別の事例に係る事項を検討するため、必要に応じケース検討会を開催する。

3 部会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、児童虐待防止主管課を指定する。

2 要保護児童対策調整機関に、法第25条の2第6項に規定する調整担当者を置く。

(調整機関の業務)

第9条 法第25条の2第5項に規定する調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、児童虐待防止主管課において処理する。

(秘密保持義務)

第11条 委員は、第3条に規定する所掌事項に関し、個人情報を取り扱う場合は、綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）に従い、適正に個人情報を取り扱わなければならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 綾瀬市児童虐待防止連絡協議会設置要綱（平成13年4月27日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

機 関 名 等	職 名 等	人 数
大和綾瀬地域児童相談所	子ども支援課長	1
厚木保健福祉事務所大和センター	保健福祉課長	1
大和警察署	生活安全第一課長	1
一般社団法人座間綾瀬医師会 綾瀬市医師会	代表	1
綾瀬市	健康こども部長	1
	市民課長	1
	生活支援課長	1
	障がい福祉課長	1
	地域包括ケア推進課長	1
	児童青少年支援課長	1
	保育課長	1
綾瀬市教育委員会	こども家庭センター長	1
	教育指導課長	1
綾瀬市教育委員会	教育研究所長	1
綾瀬市保育会	代表	1
綾瀬市幼稚園協会	代表	1
綾瀬市立小学校校長会	代表	1
綾瀬市立中学校校長会	代表	1
綾瀬市民生委員児童委員協議会	代表	2
綾瀬市人権擁護委員協議会	代表	1
社会福祉法人唐池学園	代表	1